

令和5年度地域型住宅グリーン化事業に関する実施支援室からのお知らせ

令和5年5月26日

地域型住宅グリーン化事業 実施支援室

地域型住宅グリーン化事業 評価事務局

<こどもエコ活用タイプのみ>

① 申請方法

地域型住宅グリーン化事業の申請フォームを通じて、こどもエコすまい支援事業を含めた両事業の申請、完了実績報告をしていただきます。こどもエコすまい支援事業の専用ポータルサイトから交付申請（又は交付申請の予約）をしてしまっても、本事業のこどもエコ活用タイプとして受付・審査できませんので、ご注意ください。

② 事業者登録

物件登録では、住宅省エネ2023キャンペーンのポータルサイトから行うこどもエコすまい支援事業への「事業者登録」で発行される「登録事業者番号」「統括アカウント」「担当者アカウント」を入力していただきます。採択後の速やかな物件登録のために、こどもエコ活用タイプで申請を検討中の施工事業者様はあらかじめ「事業者登録」を行うようお願いいたします。なお、こどもエコ活用タイプへの申請時点において、上記「担当者アカウント」までが発行されていない場合、こどもエコすまい支援事業への申請は受付できませんので、ご注意ください。

③ 物件登録

こどもエコ活用タイプは、物件登録において、昨年同様の施工事業者ごとの枠種等の選択および申請内容、住宅情報の入力のみならず、住宅の性能を証明する住宅証明書（BELS評価書等）等の写しや契約書、住民票の写し等こどもエコすまい支援事業の予約申請に必要な添付書類も併せてご提出いただきます。なお、通常タイプは、昨年同様です。

<こどもエコ活用タイプ・通常タイプ共通>

◎着工に関する要件を満たしているか確認するための提出書類について

今年度は採択日後に指定番号を入れて撮影していただいていた着工前写真（更地の写真）の提出は不要となります。代わりに、交付申請の際に、「グループ採択日以降の着工」及び「契約済かつ着工済」であることを建築士が確認した旨を所定の様式にて提出いただきます。交付申請時の提出書類の詳細は、交付申請マニュアルに記載しますので公開をお待ちください。

以上